

利用者負担額の上限額と高額介護（介護予防）サービス費

1. 利用者負担額の上限額

世帯の市町村民税の課税状況や所得などに応じ、上限額が定められています。

区 分	対 象 者	利用者負担の上限額	
利用者負担第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者世帯 ・ 境界層該当者¹ 	世帯	15,000円
		個人	15,000円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ・ 境界層該当者¹ 	世帯	24,600円
		個人	15,000円
利用者負担第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民税世帯非課税で「課税年金収入額 + 合計所得金額」が80万円以下 ・ 境界層該当者¹ 	世帯	24,600円
		個人	15,000円
利用者負担第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民税世帯非課税で第2段階以外の方 ・ 境界層該当者¹ 	世帯	24,600円
利用者負担第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民税世帯課税者 	世帯	37,200円

¹ 境界層該当者とは～本来適用されるべき居住費・食費や高額介護（介護予防）サービス費等の基準を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者

<対象とならないもの>

福祉用具購入費または住宅改修費の自己負担分
施設サービスなどの食費や日常生活費など、介護保険の給付対象外の利用者負担支給限度額を超える利用者負担

2. 高額介護（介護予防）サービス費

1ヶ月の間に要介護者又は要支援者が支払った1割の利用者負担額の合計額が、上記1の利用者負担の上限額を超えた場合は、高額介護（介護予防）サービス費として、超えた分が払い戻し（給付）されます。

なお、高額介護（介護予防）サービス費の支給を受けるためには、市介護保険係に申請する必要があります。

平成17年10月1日以降に高額介護（介護予防）サービス費支給申請をしていた

だいたかたは、特別な場合²を除き、申請月以降の月については、申請手続きをしなくても指定の銀行口座に高額介護（介護予防）サービス費を振り込みします（上限額に満たない場合を除く。）

- 2 特別な場合とは～申請内容に変更があったり、死亡喪失された場合。高額介護（介護予防）サービス費の支給を受けるためには、「申請内容に変更」があった場合については変更内容の申請を、「死亡喪失」の場合は死亡されたかたの相続人の申請が必要になります。